

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和3年12月13日付けの保護変更決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により請求人に対して行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張する。

- 1 本件処分通知書における収入認定額は6万2500円であり、児童手当及び児童扶養手当の額との差額の5000円が本件処分の認定額とどのような関係に立つのか「保護変更の理由」で具体的に示されておらず、いかなる理由で本件処分がなされたかを了知することは著しく困難であって、理由付記の程度に関して不備があり、取消しを免れることのできない瑕疵が存在する。
- 2 東京地方裁判所平成29年2月1日判決と本件とでは、詳細な個別具体的事情を異とするものであるが、「福祉事務所の職員の過誤により過支給となった生活保護費の全額を返還すべき額とする旨の決定」という事案の本質において本件と同一であり、過支給の原因が児童扶養手当の収入認定を過誤により怠った上、結果として生活

保護費を過支給したという点においても全く同一であるということが出来るから、上記東京地方裁判所判決の判断枠組みを適用して判断すべき事案である。

本件処分は、請求人の資産や収入の状況等検討すべき諸事情についての具体的な事実の基礎を欠き、また、判断の過程において過誤に係る職員に対する損害賠償請求権の成否等の考慮すべき事情を考慮していないものであり、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用したものとして、違法というべきである。

- 3 前回各処分は、その経緯から一体のものであり、いずれも自立更生免除について十分検討したものとイえない違法又は不当な処分であり、前回処分の理由を差し替えたに過ぎない本件処分もまた違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 6月 23日	諮問
令和 5年 10月 20日	審議（第82回第2部会）
令和 5年 11月 17日	審議（第83回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性及び保護の基準について

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法 8 条 1 項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしてされており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

(2) 収入の認定について

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知）の第 8・3・(2)・ア・(ア)によれば、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 38 年 4 月 1 日付社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第 8・1・(4)・アによれば、恩給法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1 年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

ウ なお、上記ア及びイの各通知はいずれも、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく処理基準である。

(3) 職権による保護の変更について

ア 法 25 条 2 項によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

イ そして、保護の実施機関の誤りにより保護費の不足又は過払が生じた場合であっても、実施機関が誤りの発見後に再算定を行い、遡及的に正しい扶助額に変更する決定をすることは可能であるが、一般に、最低生活費の遡及変更は、3 か月程度（発見月からその前々月分まで）とされ（平成 21 年 3 月 31 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問 13-2・答 2）、ま

た、扶助費支給額の変更決定を行えば生ずることとなる返納額（確認月からその前々月までの分に限る。）を、次回支給月以後の収入充当額として計上してさしつかえない（この場合、最低生活費又は収入充当額の認定変更に基づく扶助費支給額の遡及変更決定処分を行うことなく、前記取扱いの趣旨を明示した通知を発して、次回支給月以後の扶助費支給額決定処分を行えば足りるものである。）とされている（局長通知第10・2・(8)）。

また、返納額を収入充当額として計上するのは、必ず次回支給月1回でなければならないわけではなく、「事情に応じて1回又は数回に分割して計上すべきである。」（問答集問13-3・答）とされている。

なお、問答集は、生活保護制度の具体的な運用・取扱いについて問答形式により明らかにするものであり、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

ウ したがって、保護費の過払の期間が上記の期間内（発見月からその前々月分まで）であれば、分割して収入充当ができるが、当該期間を超えている場合は、過払された保護費相当額を法63条の「資力」として認定する方法によるべきこととなる。

(4) 法63条の規定に基づく費用返還義務について

ア 法63条の趣旨について

法63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨規定している。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、もって生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであって、上記「急迫の場合等」には、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、保護の実施機関が保護

の程度の決定を誤って、不当に高額の決定をした場合等が含まれると解される（東京高等裁判所平成25年4月22日判決（裁判所ウェブサイト掲載判例）、小山進次郎著「改定増補生活保護法の解釈と運用（復刻版）」649頁）。

イ 費用返還義務の範囲について

(7) 法63条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであり、原則として、当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている（問答集問13-5・答(1)）。

(4) 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）の1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法第63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされているが、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」として、①から⑥までの控除を認めることができる場合（以下「自立更生免除」という。）を挙げている。そのうちの④においては、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として実施機関が認めた額」とされている（なお、問答集問13-5・答(2)も同旨）。

(5) 保護の変更に伴う返還義務と法63条に基づく返還義務について

法80条は、保護の実施機関は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を返還させるべき場合において、これを消費し、又は喪失した被保護者に、やむを得ない

事情があると認めるときは、これを返還させないことができるものと規定している。

問答集によれば、法80条は、保護の変更、廃止又は停止に伴い、前渡した保護金品の全部又は一部を財務処理上「戻入」すべき返還額の免除に係る規定であって、当該返還義務は、民法703条（不当利得の返還義務）により生じるものであるとされている。一方、法63条の規定は、資力があるにもかかわらず保護を受けた者があるときに、特別に費用返還義務を定めたものであり、両者の返還義務は異質なものであるとされている（問答集問13-17・答）。

2 本件処分についての検討

(1) 保護費の過支給について

請求人は、平成30年4月10日に、請求人の子に係る児童扶養手当を受給し、同年6月13日に処分庁に対し、同手当として月額35,600円の収入がある旨を申告する収入申告書を提出しており、同手当は収入として認定すべきものであるから、処分庁は、同日以降速やかに児童扶養手当を収入認定すべきであったといえる（1・(2)）。

しかし、処分庁は、この収入認定をしないまま、本来の要保護性の程度に比して過大に保護費を支給し続けていた。

(2) 前回処分1について

処分庁は、(1)の児童扶養手当について、収入認定漏れに気が付いたことから、平成30年12月12日付けで、平成31年1月1日を保護変更年月日として、児童扶養手当の1か月分に当たる42,500円を同月以降収入として認定するとともに、過支給となっている保護費の一部9,060円（遡及して収入認定可能な平成30年10月分ないし12月分の児童扶養手当の合計額114,060円の1か月当たりの過払金認定額5,000円とその端数4,060円との合計額）を併せて同月分の収入として認定し、充当する保護変更決定処分を行ったことが認められる。

(3) 前回処分2について

処分庁は、平成30年12月21日付けで、上記(2)の遡及変更

による手段を採ることができない同年5月1日から同年9月30日までの支給済み保護費の額178,360円（請求人の子に係る同年1月分ないし5月分の児童扶養手当計178,360円に相当する額）について、法63条の規定に基づき、返還金額を決定したことが認められる。

(4) 前回処分3について

処分庁は、平成31年1月21日付けで、同年2月1日を保護変更年月日として、過支給となっている保護費114,060円の一部105,000円（遡及して収入認定可能な平成30年10月分ないし12月分の児童扶養手当の合計額114,060円から上記(2)により収入として認定した、過支給となっている保護費の一部9,060円を差し引いた額）を収入認定し、同月以降、1月当たり5,000円を充当する旨の保護変更決定処分を行ったことが認められる。

(5) 本件処分について

本件処分は、前回処分3の取消しにより、処分の理由を変更して行われるものであるところ、前回処分3と同様、平成31年2月1日を保護変更年月日として、過支給となっている保護費114,060円の一部105,000円（遡及して収入認定可能な平成30年10月分ないし12月分の児童扶養手当の合計額114,060円から上記(2)により収入として認定した、過支給となっている保護費の一部9,060円を差し引いた額）を収入認定し、同月以降、1月当たり5,000円を充当する旨の保護変更決定処分を行ったことが認められる。

児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される手当については、実際の受給額を各月に分割して収入認定することとされ、変更決定により生ずる返納額は、次回支給月以後の収入充当額として1回又は数回に分割して計上してさしつかえないとされていること（上記1・(2)及び(3)参照）からすれば、処分の理由を除いて前回処分3の内容と同一である本件処分は、前記1の法令等の定めにもとってなされたものであり、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

- (1) 請求人は、第3・1のとおり、本件処分の理由付記の程度に関して不備があり、取消しを免れることのできない瑕疵が存在する旨主張する。

しかし、本件処分の理由は、前回処分3から保護変更理由が差し替えられたものであるところ、平成30年10月から12月までの児童扶養手当認定額は請求人も自認しており、これと前回処分1による認定内容を突き合わせれば、本件処分がいかなる理由でなされたのかを了知することは可能であり、理由付記の程度が違法とまでは認められない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (2) 請求人は、第3・2のとおり、本件処分は、東京地方裁判所平成29年2月1日判決・裁判所ウェブサイト掲載判例参照。以下「地裁判決」という。)が示した各事情を考慮しない著しく妥当性を欠くものであるから、処分庁に与えられた裁量権の範囲を逸脱又は濫用した違法な処分である旨主張する。

しかし、保護の変更に伴い、前渡した保護金品を返還する義務は、民法703条により生じるものであり、特別な費用返還義務を定めた法63条による返還義務とは異質なものとされていることからすれば(上記1・(5))、法63条についての判断である地裁判決は、本件処分にそのまま妥当するものではない。なお、前回各処分通知書に記載された内容及び金額に違法又は不当な点が認められないことは、令和3年11月25日付けの審査庁東京都知事による裁決において示されているとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- (3) 請求人は、第3・3のとおり、担当職員が平成30年12月13日に請求人の自宅を訪問し、児童扶養手当の収入認定漏れ等を説明したのは、前回処分1が決定された後であることを挙げ、前回各処分がその経緯から一体のものであることからすれば、これらの各処分がいずれも自立更生免除について十分検討したものでない、前回処分3と金額を同じくし、理由を差し替えたに過ぎない本件処分もまた違法である旨主張する。

しかし、前回各処分及び本件処分はいずれも児童扶養手当の収入認定漏れを同一の原因とするものの、それぞれ処分の内容が異なるものである上、前回処分1及び本件処分（前回処分3）と、前回処分2とでは、法律の根拠を異とするものである以上、本件処分が、前回処分2の自立更生免除の検討いかんによって、その適否が左右されるものということとはできない。

したがって、請求人の主張には理由がない。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

後藤眞理子、山口卓男、山本未来

別紙（略）